

東北農政局補助事業評価
技術検討会議事録

平成22年2月18日

東北農政局補助事業評価技術検討会

議 事

○事務局 定刻になりましたので、ただいまから東北農政局補助事業評価技術検討会を開催致します。本検討会の進め方につきましては、前半が事後評価、後半が再評価についてご審議をいただくことにしております。

なお、山形大学准教授の家串委員におかれましては、今回ご都合により欠席でございます。それでは議題に入りたいと思います。

議題（１）技術検討会の委員長選出についてご提案させていただきます。

本技術検討会委員長の選任でございますが、委嘱期間２年間の委員長を選出していただくもので、委員の互選により選出するということになってございますのでご審議をよろしくお願い致します。

○藤崎委員 秋田県立大学の佐藤委員が、色々ご経験も豊富で委員長としては適任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 ただいま藤崎委員より佐藤委員との声がありましたが、佐藤委員に委員長をお願いするという事でよろしいでしょうか。

他には特に無いということでございますので、それでは佐藤委員に委員長就任のご挨拶を賜りたいと思います。よろしくお願い致します。

○佐藤委員長 ただいま、委員長を仰せつかりました佐藤でございます、どうぞよろしくお願い致します。

今年度から、当委員会が第三者委員会という名称から技術検討会に変更されたと伺っております。これからご検討いただきます補助事業の評価につきましては、事業実施の妥当性や事業実施のもたらす効果の発現状況について、整備された施設の管理並びに利用状況、社会経済情勢の変化等を踏まえまして、総合的かつ客観的に評価を行うものでございます。事後評価につきましては、昨年１１月に現地調査を行いまして、その後、再評価、事後評価ともに事前説明

会で各委員の皆様からご指摘をいただいたご意見を踏まえまして、再度、事務局で資料を整理していただきました。

本日はこの資料について説明いただき、技術検討会として最終的な意見を取りまとめたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは議事を進めます。議題（２）技術検討会の公開方法について事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは提案させていただきます。本技術検討会の公開に関しましては、傍聴については可、それから議事概要については、技術検討会終了後ホームページにおいて、議事録については本会終了後、発言者の氏名を明記の上ホームページに公開するという事で、本検討会を公開の検討会とする旨、提案させていただきます。

○佐藤委員長 ただいまの提案につきましてご意見ございますでしょうか。特にございませんか。それでは意義無しということでございますので提案どおりとさせていただきます。

それでは議題（３）の１事後評価の進め方について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それではお手元の資料１でご説明させていただきます。

<以下、資料を説明>

○佐藤委員長 それではただいまのご説明で何かご質問はございませんか。特によろしいですか。それでは特に無いようですので、次に進みたいと思います。

議題の（３）の２事後評価結果書（案）について、補助事業評価委員会委員の事業原課課長より説明をお願いします。なお、質疑については後で一括で行いたいと思います。

○事業原課課長 （資料２、３及び４により評価地区を説明）

<以下、かんがい排水事業	「盛岡南部地区」
同	「天童地区」
畑地帯総合整備事業	「森越地区」
ほ場整備事業	「十三湖地区」
同	「大谷地地区」

同	「外ノ内下窪田地区」
土地改良総合整備事業	「小野田宮崎地区」
同	「天王中央地区」
農道整備事業	「細野地区」
農業集落排水事業	「村上地区」
同	「北方地区」
農村総合整備事業	「太田地区」
同	「会津坂下地区」
農村振興総合整備事業	「米山吉田地区」
中山間総合整備事業	「蚕桑西部地区」
同	「荒海地区」
畜産環境総合整備事業	「岩手山麓地区」の資料説明>

○佐藤委員長 ありがとうございます。各事業種ごとに担当課長から事業の目的、事業効果の発現状況、事後評価結果と、大変コンパクトに分かりやすく説明いただきました。

それから、事前説明で各委員からご指摘いただいた事項についても資料にそれぞれ取り上げ、膨大なデータ整理いただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

それでは、これから質疑に入って参りたいと思いますので、委員の方々どうぞ忌憚のない意見をお願いします。

○藤崎委員 事前説明の際に色々気になって申し上げたことに大変丁寧に対応していただきまして感謝申し上げます。全体として特に大きな問題は感じていないのですが、事前説明時に気付かずだった点、また、今日の説明の中で改めて気になった点を、何点か申し上げたいと思っております。

まずはかんがい排水事業について、盛岡南部地区は、関連事業のほ場整備分も含めて担い手の育成に言及しているのですが、農地の利用集積率の数値が、関連事業地区の数値なのか、かんがい排水事業の受益全体の数値なのかということと、それと連動して、天童地区の関連事業にもほ場整備があるのですが、こちらは利用集積絡みの記述がありませんでした。かんがい排水事業は水の事業ですので、本質的な部分ではないのですが、2地区の違いが気になりました。

特に資料2の「事後評価結果」で、事業全体についてコメントとしている丸印で書き始めて

いる部分も、盛岡南部地区と天童地区では経営体育成の記述がある無しで書き分けていましたので、それと連動して教えていただければありがたいと思いました。それが1点目です。

それから、ほ場整備事業の十三湖地区は、ほ場整備事業（担い手育成型）で、平成9年からの事業になっているのですが、山形県の外ノ内下窪田地区が同じ平成9年からのほ場整備事業（担い手育成基盤整備事業）で、こちらは担い手育成型ではなくて担い手育成基盤整備事業という名前だったので、事業制度そのものが違うのか、それとも単なる書き間違いか、字句表現だけの話ですが教えていただければありがたいと思います。

それから、土地改良総合整備事業では、農地・水・環境保全向上対策を実施している地区と実施していない地区の補足説明を加えていただいたので、大変ありがたいと思いましたが、一方でその説明を聞くと、農地・水・環境保全向上対策の実施有無と、土地改良総合整備事業との関係が気になりました。

水路の整備が進んで水管理が楽になったことによって、さらにその水利施設を使って農地・水・環境保全向上対策で付加的に花壇を整備するなど、何かに取り組むことができたという考え方なのか、逆に整備が進んだことによって地域で団結してやらなくても個別農家の維持管理労力で担えるようになったという、両面が考えられます。

たまたま土地改良総合整備事業の地区で、片方は農地・水・環境保全向上対策があって、片方は無かったので、今回の事後評価と直接、本質的に関係しているわけではありませんが、行政の立場から何かご意見がありましたら伺えると参考になるかと思いました。

それから、農村総合整備事業の2地区についてです。事後評価結果が2地区とも全く文言が一緒になっていて、要約すると違いが生じないのは個人的には分かりますが、事前説明の時に若干申し上げたように、例えば太田地区では、個別地区に対する部分に防火水槽などのコメントを盛り込んで良かったのではないかという気がしました。安全性という文言に包含されてはいるのであまり大きなことではありませんが、文章表現上の細かい部分で恐縮ですが気になった点です。

それから、一番最後の畜産環境総合整備事業で、事前説明の時に草地整備についてしっかりと存じ上げなかったのが内容を伺って、その後説明をいただいて理解が進んだのですが、その中で、これも文章表現上だけの話ですが、事業効果の発現状況の記述の順番と、事後評価結果での記述の順番ですけれども、事後評価結果では、環境問題の改善を前面に押し出して説明されているような気がするのですが、事業効果の発現状況のほうは、営農の改善を上位に置いて説明されている気がしまして、そこで、事業目的をあらためて見ましたが、細かい字句表現の

ことで恐縮ですが、どちらを先に書くのか一貫させたほうがよろしいのではないかと感じました。

大変細かい点ばかり申し上げて恐縮ですが、全体としては非常に丁寧に対応していただきまして、また適切な評価をされていると感じております。

○佐藤委員長 藤崎委員から5点ほどご指摘がございましたので、それぞれ担当課長からお答えいただければと思います。

○水利整備課長 かんがい排水事業の盛岡南部地区について、農地の利用集積率は地域全体のデータか、それともほ場整備事業を実施した範囲のデータかというご指摘ですが、これはほ場整備事業地区を対象にしたデータです。

併せて、もう1つの天童地区もかんがい排水事業ですが、そちらも経営体育成基盤整備事業ではほ場整備を実施しているので、集積率が書かれていないのはなぜかというご指摘かと思うのですが、データが無いようですので確認をしたいと思います。

ただ、同じかんがい排水事業でも盛岡南部地区と天童地区では事業の趣旨が少し違っておりました。山形県の天童地区については、地域用水機能増進型ということで、施設の更新整備と併せて地域の親水空間を作るなどしていますので、事業効果についてはそちらの見方に重点を置いて整理させていただいております。

○農地整備課長 ほ場整備事業の担い手育成型と担い手育成基盤整備事業の違いでございますが、担い手育成基盤整備事業の方が古い事業でございます。その後、担い手育成型に名称変更されております。事業の名称は違いますが実施する内容は同じです。

○藤崎委員 両地区とも採択年度が同じですが、それはどう考えればよろしいのでしょうか。

○農地整備課長 それについては後程お調べしてご報告したいと思います。

土地改良総合整備事業地区の、農地・水・環境保全向上対策の活動組織の有無ですが、通常、維持管理すべき水路や農道などがあれば、ほとんどの地区がこの対策に参加しております。

天王中央地区がなぜ加入していないのか私も気になって町の担当者に聞いたところ、そもそも町全体が加入していないということで、理由を聞きましたら、最初のハードルが高かったと

のことでした。ハードルとは、農家だけではなく非農家の方も活動組織に参加することが必要だったという点で、無理だと判断して手を挙げなかったとのことでした。

農地・水・環境保全向上対策の創設時はロケットスタートということで、平成19年度に手を挙げなければ、平成20年度以降の採択はありませんというような状況で実施してきたのですが、それを町が真に受けていた部分もありまして、引き続き手を挙げられなかったということでございます。現在、平成24年度からの次期対策の検討を始めておりますが、地元はそれが始まれば是非とも手を挙げたいという意向を持っております。

○地域整備課長 農村総合整備事業の事後評価結果の記述が同じというご意見でございます。確かに太田地区につきましては、地区の特色として、防火対策にこの事業を大いに活用して地域に貢献しております。それから会津坂下地区については、全国的にも相当な生産額を占めるアスパラガスの輸送の効率化などに寄与しているという各々の特色がございます。

今回は事業全体として、このような評価結果に整理しているわけでございますが、各地区の特色をどのように書き込んで評価結果をまとめるかという点を事務局と相談させていただければと思います。

○畜産課長 畜産環境総合整備事業でございますが、畜産経営に起因する環境汚染の防止が主たる目的で、併せて畜産経営の健全な発展という表現でございます。まずは事業に取り組むことによる環境汚染問題の防止、さらに、事業に取り組むことによって色々と波及的に出てくる経営安定に繋がる内容で整理したいと考えます。

○佐藤委員長 藤崎委員からの質問への回答は以上ですがよろしいでしょうか。それでは、那須委員からお願いします。

○那須委員 昨年の秋に、秋田県の天王中央地区と太田地区の現地視察をしましたが、この資料で他の地域の効果発現状況を見ると、全体的に見て事業の実施によって、生活者の生活面や環境面が十分に改善されて、それが生産性にも大きく寄与しているという効果を実感しました。

また、太田地区ですが、上水道が無いために、防火対策としての防火水槽が120ヶ所程必要で、そのうち85ヶ所が完成していて平成16年以降は35ヶ所残っておりますけれども、地域住民の意思がまだ十分ではないのか、もしも地域住民が協力すれば100%完成の方向へ

進んでいくのかどうかお伺い致します。

それと、ほ場整備事業の大谷地地区に書いてある74.4haの客土工というのは、田んぼに盛土をするという工事でしょうか。もし他所から土を持ってくるとすれば、環境的な地層の検査をして土を運んで入れているのかどうかお伺いしたいと思います。

4点目として欲を言えば、非常にコンパクトに説明していただきましたが、概要版の資料があまりにコンパクトすぎて、見えないような活字で非常に困りました。概要版ですから仕方ありませんが、字間が近く見逃した点があるような気がします。もう少し活字が大きければと感じたところです。

○佐藤委員長 那須委員から4点ほどご指摘がありましたので、担当課長あるいは事務局からお答えいただきたいと思います。

○地域整備課長 農村総合整備事業の太田地区の防火対策の件でございます。先程は数字を端折ってご説明しましたが、もう少し正確にお話させていただきますと、地域として必要な防火水槽が約170ヶ所ございまして、うち本事業の前に整備されたものが約80ヶ所、さらに本事業で整備したのが40ヶ所で合わせますと120ヶ所になり、残りが約50ヶ所になります。その50ヶ所につきましては、平成16年度から村づくり交付金という事業で35ヶ所程を整備する計画が地域から出されてきております。

那須委員からお話がありましたけれども、15ヶ所程これからの対策が必要になりますが、農政局としては、どのような防火対策が必要で何が足りないかなどの内容を、県や市町村を含めて聞き取りをし、今後の事業の中で整備できないかということについて、これから地元と意見交換をしていきたいと思っております。

○農地整備課長 客土工の土の検査でございますが、客土する場合はまず基本的に耕作に適するかどうかの視点で基礎的調査を行っております。持ってくる場所は山や他の土地改良事業地区からですので、工場跡地などから持ってくるのはほとんど無いと思います。ですので重金属に汚染されているということは考えられませんし、もしそのような場所から持ってくるのであれば、当然、検査をした上で盛土をしていくということになっております。

○那須委員 盛土の高さはどれぐらいでしょうか。

○農地整備課長 耕作するのに20cmの表土があれば良いので、盛土の高さはそれを確保するために必要な厚さで最大20cmとなりますが、既に表土が何cmかあれば20cm以下の厚さで良いということになります。

○佐藤委員長 それでは小山委員からお願いします。

○小山委員 確認も含めて3つ程あり、まずは資料3の全地区についてですが、事業内容の受益者数が、人と戸になっている違いがあります。戸になっているのは畜産環境総合整備事業と農業集落排水事業で、おそらく農業経営や農業生産に寄与する分だけで、周辺は関係がないため戸で整理しているのかなと思うのですが、それで良いのかどうかという確認です。

もう1つ、先程の太田地区も含むほとんどの地区がそうなのですが、人になっている場合の受益者は、防火水槽、緑化施設、景観保全施設、昔の旧跡の保全など色々な工種がある場合に、どのような受益の対象をここに記載しているのかを確認したいということです。

それに関して、資料3の農村総合整備事業の太田地区と会津坂下地区ですが、受益者は太田地区が149人で会津坂下地区が12,027人となっています。事業内容は会津坂下地区の方が農道や集落道が少し長い他は公園や多目的広場という似たような整備なのですが、太田地区の方は景観保全施設整備なども含めて受益者数が149人だとすれば、会津坂下地区の方はどんな根拠で12,027人になるのかと思いました。人口規模などによって二桁の違いがあるのかと思いましたが、受益面積も1.4倍程度で人口が対象ではないような気がしたので何が違うのか、受益者数の出し方が既に決まっているのであればそれを説明していただければ良いと思います。

○佐藤委員長 小山委員の質問について、事務局か担当課長のどちらかお答えできる方でお願いします。

○水利整備課長 土地改良法手続きを取る際の同意を取る対象者の数を書かせていただいております、資格者数なので正確には人の方が良いと思います。

○佐藤委員長 その他何かありますか、よろしいですか。それでは他になければこの辺で質疑応

答を終わらせ、これから少し時間をいただきまして、私の方でこれまでの審議を踏まえて意見の取りまとめを行い、案を作成したいと思います。

それでは一旦事務局に進行をお返しします。

○事務局 これから意見の取りまとめが行われますので、しばらくの間休憩とさせていただきます。

(休憩)

○事務局 それでは委員長が戻られましたので再開致します。

○佐藤委員長 それでは取りまとめた意見案を申し上げたいと思います。

東北農政局補助事業評価技術検討会、事後評価結果に対する技術検討会の意見（案）を提案させていただきます。

各事業地区に対する個別の意見は次のとおりです。

1 かんがい排水事業 盛岡南部地区、天童地区

本事業の実施を通じて、農業用水の安定供給や排水改良が図られるとともに、維持管理労力や干害被害が軽減するなどの、効果の発現が確認された。

2 畑地帯総合整備事業 森越地区

本事業の実施を通じて、畑作物の生産性の向上、維持管理労力の節減や、農村集落環境の向上がみられるなどの、効果の発現が確認された。

3 ほ場整備事業 十三湖地区、大谷地地区、外ノ内下窪田地区

本事業の実施を通じて、生産コストの低減、担い手への農地の利用集積や、大豆、麦等の土地利用型作物の作付が拡大するなどの、効果の発現が確認された。

4 土地改良総合整備事業 小野田宮崎地区、天王中央地区

本事業の実施を通じて、農業用水の安定供給や排水能力の向上が図られるとともに、農地の汎用化による畑作物等の作付けが可能となるなどの、効果の発現が確認された。

5 農道整備事業 細野地区

本事業の実施を通じて、通作時間や農産物輸送時間の短縮、輸送体系の効率化・合理化などの、効果の発現が確認された。

6 農業集落排水事業 村上地区、北方地区

本事業の実施を通じて、農業用排水、河川等の公共用水域の水質保全や、地域住民の生活の快適性、利便性が向上するなどの、効果の発現が確認された。

7 農村総合整備事業 太田地区、会津坂下地区

本事業の実施を通じて、維持管理労力の軽減等により農業生産性が向上するとともに、地域安全性の確保等により地域住民の生活環境が向上するなどの、効果の発現が確認された。

8 農村振興総合整備事業 米山吉田地区

本事業の実施を通じて、高齢者の生活の利便性、安全性の向上や行政サービスの向上などの、効果の発現が確認された。

9 中山間総合整備事業 蚕桑西部地区、荒海地区

本事業の実施を通じて、農業用水の安定確保等により農業生産性が向上するとともに、憩いの場の創出等により地域住民の生活環境が向上するなどの、効果の発現が確認された。

10 畜産環境総合整備事業 岩手山麓地区

本事業の実施を通じて、畜産に係る環境問題の解消や畜産経営の安定的・持続的な発展などの、効果の発現が確認された。

以上でございます。

○佐藤委員長 委員の皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。特に意見が無ければこれを、平成21年度補助事業事後評価結果に対する技術検討会の意見と致します。ありがとうございました。

それでは事務局に進行をお返しします。

○事務局 ありがとうございました。いただきましたご意見を踏まえまして最終取りまとめをさせていただきます。

それでは休憩を挟みまして再開致します。

(休憩)

○事務局 引き続き、再評価の議事に入ります。佐藤委員長よろしく申し上げます。

○佐藤委員長 それでは議題の（４）１補助事業再評価の進め方について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料１でご説明させていただきます。

<以下、資料を説明>

○佐藤委員長 ただいまのご説明で何か質問はございませんか。委員のみなさんはよろしいですか。それでは特にないようですので、次の議題に移ります。議題の（４）２再評価結果書（案）について事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは資料２、資料３でご説明させていただきます。

<以下、資料を説明>

○事業原課課長 （資料４により二次評価地区を説明）

<以下、かんがい排水事業	「迫川上流地区」
経営体育成基盤整備事業	「江刺西部地区」
同	「戸沢地区」
同	「多田川左岸地区」
同	「中仙南部地区」
農道整備事業	「赤坂田地区」の資料説明>

○佐藤委員長 ありがとうございます。ただいま、特に二次評価地区に関して、担当課長から詳細な説明をいただきました。それでは、これから質疑に入りたいと思います。この二次評価地区の説明に関して、それぞれの委員からご質問、ご意見をいただきたいと思います。

○小山委員 資料１のオのその他の部分の書き方について、内容的には、主に環境や生態系に配慮していますという内容であるとか、あるいは事業の推進上の特徴、色々なコスト削減をしている又は有効に活用し効率化しているというような内容であるとか、結果として現段階の事業効果が部分的に発現していますという内容であるとか、地区ごとにその記載の順番がバラバラであったり、書いてある内容と書いていない内容があるなど、その内容、記載順について統一し

たほうがよいかと思いました。

例えば、迫川上流地区の口頭説明では、事業費が計画と比べて下がっているというのは、コスト削減に努めたということをおっしゃっていたと思いますが、この中身については、2番目に記載している事業効果が部分的に発現しているという箇所に少し書かれているかもしれませんが、項目上げがされていないので、統一したほうが分かりやすいかと思いました。

それに関連してですが、総事業費は、だいたいの地区は計画と比べると減っていると思いますが、たまに少し増えている地区もあり、例えば、中卒西部地区は、少し増えています。その他の内容を見るとコスト削減を図っていると書いてあり、理由が当然あるとは思いますが、そこまでこの中身からは分からないので、誤解を生まないような整理をした方がよいのではないかと思います。

○佐藤委員長 小山委員からのご指摘について、事務局からお願いします。

○事務局 記載の順番と上げる項目、コスト削減、環境、あるいはその効果の発現状況については統一するとともに、口頭で説明していながら記載がなかったというご指摘もありましたので、書きぶりについて修正し、先生方の確認を得たうえで整理したいと思います。

総事業費とコストの削減の関係については、物価上昇等も変動の要因に入っていますので、内容を確認したいと思います。

○佐藤委員長 小山委員、よろしいでしょうか。それでは藤崎委員、お願いします。

○藤崎委員 基本的には、二次評価地区の個別の事情がよく分かり、やむを得ない事情だなという事も非常によく分かりましたので、再評価の方針自体については、全然異論はございません。このとおりに進めていただいでよろしいのではないかと評価しております。

1点だけ教えていただきたいのは、経営体育成基盤整備事業の江刺西部地区の埋蔵文化財の件ですが、線の施設、水路と道路だけの施設で埋蔵文化財があった場合は、その水路とか道路の敷地にあたる部分だけ発掘調査するのか、それとも農地部分まで含めて広くやるのかということについて、教えていただければと思います。

○佐藤委員長 担当課長からお願いします。

○農地整備課長 線物の場合でも、基本的にはその面的な広がり調査をしております。

○藤崎委員 分かりました。線的な調査ではそんなに年数は延びないかなと思いましたが、線であつても面で発掘調査ということであれば、それなりの期間を要するということがよく分かりました。

○佐藤委員長 それでは那須委員、お願いします。

○那須委員 今のご説明を聞いて、先が見えているだけにお互いにその地域で努力しているということでは、私も各地区とも継続するべきだと思います。

ただ、工期が延長しているということで見れば、県もその事業も全く違うのに、海岸保全施設事業の地区では工期の延長が2年、だいたいもう2年と決まっています。その上が後は7年、後はもう8年と、どういう風に計算されたか分かりませんが同じ年数が並んでいるなということ、これはどのように計算されたのか説明をお願いします。

○佐藤委員長 事務局からお答えできますか。

○事務局 先生のご質問を確認したいのですが、海岸保全施設整備事業の工期で延びているのが、例えば、繁岡第二地区は、平成27年から平成29年で2年延びている。延びている年数が、十二湖でも2年延びている、という意味での質問でしょうか。

○那須委員 はい。2年延長しているということですね。

○事務局 野田地区は5年延びていますが。

○那須委員 野田地区は5年ですね。

○事務局 みんな揃って延びているという意味でしょうか。

○那須委員 その上は8年が多いですね。何か横並びのような気がしましたので。

○事務局 工期を延ばすことについては、何年ずつ延ばすとかということはないと思います。事業管理上、いわゆる予算上の工期については、残事業費と残事業量を考慮し、実施上の見直しをその都度行っております。たまたま、ここに上がった地区で同じ2年が揃ったということだと思います。

○那須委員 わかりました。私の気持ちとしては、是非、継続して欲しいと思います。

○佐藤委員長 那須委員、よろしいでしょうか。その他の委員の方、よろしいでしょうか。特になければ、時間の都合もございますので、この辺で質疑応答を終わらせていただき、これから少し時間をいただきまして、私の方でこれまでの審議を踏まえて意見の取りまとめを行いたいと思います。

それでは一旦事務局へ進行をお返しします。

○事務局 それでは休憩に入ります。委員長の取りまとめが終わり次第、再開させていただきます。

(休憩)

○事務局 それでは委員長が戻られましたので再開します。

○佐藤委員長 それでは、意見取りまとめ(案)を申し上げたいと思います。東北農政局補助事業評価技術検討会、再評価結果に対する技術検討会の意見(案)を提案します。

二次評価地区に対する意見は次のとおりです。

1. かんがい排水事業 迫川上流地区

県の財政事情により工期が延びているが、事業が着実に進行し、部分的な効果の発現も認められる。

2. 経営体育成基盤整備事業 江刺西部地区

埋蔵文化財の発掘調査の影響により工期が延びているが、事業が着実に進行し、部分的な効

果の発現も認められる。

3. 経営体育成基盤整備事業 戸沢地区

河川協議、県の財政事情及び環境配慮対策の影響により工期が延びているが、事業が着実に進行し、部分的な効果の発現も認められる。

4. 経営体育成基盤整備事業 多田川左岸地区

県の財政事業により工期が延びているが、事業が着実に進行し、部分的な効果の発現も認められる。

5. 経営体育成基盤整備事業 中仙南部地区

環境配慮対策及び市町村合併の影響により工期が延びているが、事業が着実に進行し、部分的な効果の発現も認められる。

6. 農道整備事業 赤坂田地区

県の財政事情により工期が延びているが、事業が着実に進行し、部分的な効果の発現も認められる。

その他の事業地区に対する特段の指摘はありません。

○佐藤委員長 委員の皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしければ、技術検討会としての意見と致します。ありがとうございました。

それでは事務局に進行をお返しします。

○藤崎委員 委員長、一言よろしいでしょうか。

○佐藤委員長 はい、どうぞ。

○藤崎委員 再評価の委員をやらせていただいて5年ほどになりますが、その間、二次評価地区のほとんどの項目が事業工期の延長で、しかもその理由が県又は市町村の財政事情による場合を非常に多く目にします。そこで、その項目立てを少し考えてみた時に、県又は市町村の財政事情というのは、農業情勢、農村の状況その他社会経済情勢の変化で、引っ掛けるべき項目ではないかなという気がします。イの見出しを見ると、チェックリストの中身が、受益面積の増減だとか主要工事の著しい変更になっていますが、その項目立ての仕方の再検討を考えられた方がよろしいのではないかと思います。

また、チェックリストの具体的な項目で、事業費の大幅な増だとか、受益面積の増減があると、再評価になる前に、計画変更の方で当然上がってくる、引っ掛かってるんだろな、という気がしますので、そうすると、その再評価の項目として、こういうチェックリストでいいのかということ、本省と相談してという話になるのだと思いますが、お考えになられた方がよろしいかと感じております。

イのですね、農業情勢、農村状況、その他社会経済情勢の変化では、今年度は政権交代というのもあり、ある意味今後の農業農村整備事業の在り方が、場合によってはかなり大きく変わってくるかもしれないような時に、このチェックリストが今のままだと、多分そういう変化によるものが引っ掛かってこないだろうなという気もしますし、振り返ってみれば、国営の事後評価で、開田抑制に引っ掛かって、農事開発が色々、散々、紆余曲折遂げた地区も過去に見せていただいたことがあります。そういう地区も、私が再評価、国営再評価というのはないのですけれども、そういう立場の委員にいた時に、このチェックリストだと多分拾えないんだろなというようなことも少し感じましたので、そういうことも含めて、お考えいただけるとありがたいかなと感じました。最後に意見を一言だけ言わせていただきました。よろしくお願ひします。

○事務局 ただいまの意見は、平成22年度以降の再評価の進め方の議論が、本省も含めて行われると聞いておりますので、そちらの方に反映させたいと思います。

また、先ほど技術検討会の取りまとめをいただきまして、ありがとうございました。ご指摘を踏まえて、最終の取りまとめをさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、東北農政局補助事業評価技術検討会を閉会致します。本日はどうもありがとうございました。